

水道管の更新の様子



**Q** 老朽管の割合が49.1%という状況で問題はないの？

**A** 水道管が整備されてから、法定耐用年数の40年を経過すると「老朽管」という扱いになってしまいますが、40年経過したからといってすぐに使えなくなるものではありません。管の口径や地盤の状況などを考慮し、生活に支障を来さないよう計画的に更新を行っていきます

**送・配水管整備計画**  
令和3年度から令和12年度の10年間で、49路線46キロの送・配水管の更新を計画しています。50年から60年前に整備された水道管が多いことから、計画通り更新しても老朽管の割合は令和12年度で49・1割になると見込まれますが、限られた財源のもと、効率的な更新に努めます。

# 安全な水道水を届けるために

## 水道料金改定の市民説明会を開催しました

市は、平成21年4月以降、消費税率改定に伴う分を除き12年余りにわたって現在の水道料金を維持してきました。しかし、人口減少や施設の老朽化が進み、安全な水道水を継続的に皆さんに届けるためには、料金の改定が必要となっています。持続可能な水道事業の安定運営に向けて、改定の必要性や具体的な内容、経営の現状や今後の見通し、施設の整備計画などを知ってもらうため、7月に市民説明会を開催しました。今月号は、その概要をお知らせします。

問合せ先 水道部業務課



7月に行われた市民説明会の様子

### 改定率と一般会計からの繰入

水道事業は、民間企業と同じように、料金などの収益で運営しています。桂沢水道企業団への負担や老朽管の整備の必要性などを踏まえた財政推計では、大幅な資金不足が見込まれます。今後、安定した水道事業の運営のためには、平均39割の料金改定が必要という試算になりました。

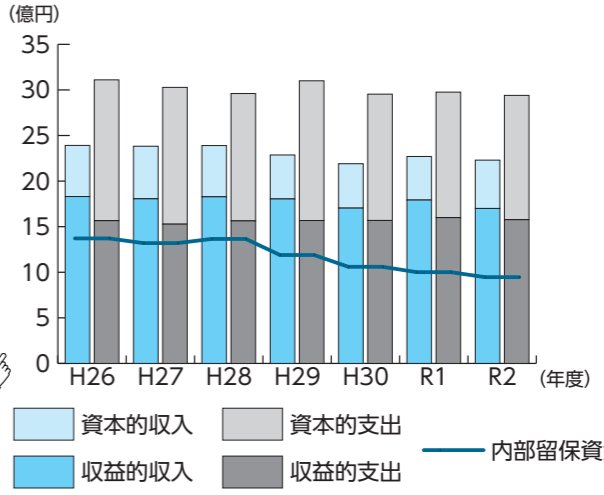
しかし、39割の改定では、市民生活や経済活動への影響が大きいため、一般会計から年間1億8千300万円の繰り入れを受けることとして改定率を試算しました。

市の水道料金体系は、基本料金は安く、超過料金は高い設定となっています。同じ割合で改定すると、水を多く使った場合の料金が高くなり、使用量が多い家庭と少ない家庭で料金に大きな開きが生じます。また、水の使用量が多い事業者などへの経済的影響が極めて大きくなります。

したがって、使用量によって料金に大きな開きが生じないように、基本料金の改定率を35割、超過料金の改定率を20割とし、平均で24割の改定としました。

### これまでの収支状況

支出に大きな変化はありませんが、収入は人口減少により平成26年度以降減少しています。このため、収支の差し引き、内部留保資金も減少しています。



**Q** 支出はこれまで減らしてきたの？

**A** 民間委託や施設の統廃合、人件費の削減など、経営の効率化に努めてきましたが、経常経費が多く大幅な支出の削減はできていません

内部留保資金とは、経営の維持のために必要な積み立てのことです



### 新桂沢浄水場の供用開始

旧浄水場は昭和33年から62年間供用してきましたが、老朽化や耐震性能の不足により更新が必要となりました。そこで、新しい浄水場を建設し、令和3年3月から供用を開始しました。これにより、安定性や安全性が大幅に向上しました。また、浄水場を運営する桂沢水道企業団では、将来にわたり安定した経営を行うため、料金体系の見直しを行いました。市の水道事業の経営も、この影響を受けることになりました。



新桂沢浄水場



**Q** 新しい浄水場が建設されたから水道料金が上がるの？

**A** もちろんその影響もありますが、決してそれだけが理由ではありません。浄水場以外でも、配水管などの水道施設の更新は常に行っていく必要があります。これらの水道施設の整備にかかる費用などを総合的に考慮し、水道料金の改定が必要となりました

### 道内他市との比較

家事用では、基本水量7立方メートルの場合、全道33市中で現行料金で2番目で8番目に安価です。

家事用(税込)	現行	改定後	改定率
基本料金 月7mまで	924円	1,243円	35%
超過料金 1mにつき	198円	237.6円	20%



**Q** 改定の予定時期は？

**A** 令和4年4月1日からを予定していますが、検針のタイミングによる不利益がないように経過措置を検討しています



**Q** 桂沢水道企業団から受水している他市との比較では？

**A** 改定後も他市より安価です



### 参考 2カ月当たりの水道料金試算例(税込)

市の水道料金の請求は2カ月に一度なので、2カ月分の水道料金の試算例は次のようになります。※家事用の例で、その他の用途では計算方法が異なります。また、下水道区域の世帯は、次の表の額に下水道使用料が加算されます。下水道使用料の改定は、現在のところ検討していません。

使用水量14m <sup>3</sup> までの場合		使用水量24m <sup>3</sup> の場合		使用水量36m <sup>3</sup> の場合		使用水量48m <sup>3</sup> の場合	
現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
1,848円	2,486円	3,828円	4,862円	6,204円	7,713円	8,580円	10,564円
638円の増		1,034円の増		1,509円の増		1,984円の増	

